

# おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金

## 交付要綱

### (通則)

第1条 おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、沖縄県知事（以下「知事」という。）が二酸化炭素の削減を図るため、県内の観光関連施設等において省エネルギー設備等の導入の普及拡大に取り組むことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光関連施設等 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館等又は沖縄振興特別措置法第8条第1項に定める特定民間観光関連施設
- (2) 省エネルギー設備等 省エネルギー設備（空調・給湯設備・照明設備等）、再生可能エネルギー設備（太陽光発電、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地中熱）及び環境対策に資する設備（節水効果に係る設備等）

### (交付の対象、補助率、補助金の上限額及び補助金の下限額)

第4条 知事は、観光関連施設等における省エネルギー設備等（以下「補助事業」という。）を導入する者に対して必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額及び下限額は別表1のとおりとする。
- 3 補助対象経費は、国や県からの他の補助金等（適正化法第2条第1項及び第4項、並びに規則第2条第1項及び第4項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含まないものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類を添付して、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（計画変更等の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況の報告)

第10条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業遂行状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、補助事業完了後、知事が別に定める期間、様式第7による補助事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による補助事業実施状況報告停止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、様式第9による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る県の会計年度が終了する可能性がある場合は、3月15日までに規則第12条後段の規定に基づき、第1項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第12条 知事は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の支払）

第 14 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、様式第 11 による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 知事は、第 8 条第 1 項第 4 号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第 13 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

5 知事は、前項に基づき補助金の返還を命じるときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日（返還を命じた日から 20 日以内）

6 知事は、第 4 項の返還を命じるときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

7 知事は、補助事業者が第 4 項の規定による返還を命じられ、当該補助金を返還したときは、様式第 12 による返還報告書を提出させるものとする。

8 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第5項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第13による取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第13による取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)を第10条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第14による補助事業財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることができるものとする。

(補助金の収益納付)

第18条 補助事業者は、補助対象事業等実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業等の成果に基づく出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、様式第15の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、補助された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければ

ばならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他の必要な事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第19条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日に改正し、施行する。

(別表 1)

補助対象 経費の区分	内 容 (全て税抜き※1とする)	補助率	補助金の 上限額 及び下限額
設備費	観光施設等において省エネ設備等導入に必要な機械装置・ 建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要 する経費	本島地域※2 1/3以内  離島地域※3 1/2以内	上限額 2000万円  下限額 100万円
工事費	観光施設等における省エネ設備等導入に不可欠な工事に要 する経費		

※1 「税抜き」・・・消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

※2 「本島地域」・・・沖縄にある島のうち、沖縄島及び沖縄島と橋梁などで接続している島

※3 「離島地域」・・・※2以外

沖縄県知事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付申請書

おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助率
- 4 エネルギー削減量（設備区分） GJ/年
- 5 エネルギー削減率（設備区分） %
- 6 二酸化炭素削減量（設備区分） t-CO2/年
- 7 二酸化炭素削減率（設備区分） %
- 8 費用対効果 円/（GJ/年）  
円/（t-CO2/年）
- 9 設置される設備の概要 別紙実施計画書に記載のとおり
- 10 共同申請の有無 無 ・ 有 （ リース ESP 割賦 ESCO ）

（備考）共同申請する場合は代表申請者を決めて（別紙）を提出すること。  
この場合、沖縄県に対する書類の提出等は代表申請者が行うこととする。  
リース、エネルギーサービスプロバイダ(ESP)、割賦及び ESCO を利用する場合は、建築物の所有者等と共同申請とする。  
設備を取得しようとする者が複数の場合は、原則、全員の共同申請とする。

(別紙) ※共同申請時に使用

年 月 日

年 月 日の申請については、 を代表申請者とし、下記のとおり共同申請します。また、補助金の交付決定を受けた場合、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱及び関係法令等を遵守し適切に対応します。さらに、事業実施にあたっては当事者間で問題解決を図ることとし、沖縄県に一切の苦情・請求は行いません。

補助事業名

住 所

代表申請者 名 称

代表者等名

住 所

申請者 名 称

代表者等名

住 所

申請者 名 称

代表者等名

(備考) 本様式は、共同申請（リース契約、建築物共同所有者等）の場合に提出すること

様式第 2

番 号

申請者 名 称  
代表者等名 いて

年 月 日付け 第 号をもって申請があった補助事業に対する補助金については、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号をもって申請があった 年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分された経費ごとに対応する補助金の交付決定額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、法律、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、交付要綱第 7 条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取

げをしようとするときは、沖縄県に報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第 9 条の規定に基づき速やかに知事に報告し、その指示を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、知事の指示に従うべきこと。

(6) 補助事業者は、知事が第 15 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(7) 補助事業者は、知事が第 15 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、第 15 条第 6 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 15 条第 8 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるべきこと。

(10) 補助事業者は、第 17 条第 3 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業終了後、知事の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

6. 補助事業者は、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。)、及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(1) 規則第 15 条の規定による交付決定の取消し、及び第 17 条第 1 項の規定による加算金の納付。

(2) 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

(3) 沖縄県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. その他、知事の付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業に係る  
交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、おきなわ型省エネ設備等普及事  
業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費
  - (2) 補助金の額

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業計画を  
下記のとおり変更したいので、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 8 条  
第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）及び算出根拠

- （注） 1. 中止又は廃止若しくは承継にあつては中止又は廃止若しくは承継後の措置を  
含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 承継にあつては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状  
況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の  
誓約書を添付すること。

（備考）用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

補助対象経費 の区分	補助事業に要 する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計										

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して取った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遂行  
状況について、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況の概要
3. 補助対象経費の使用状況（別紙）

（備考）用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

補助対象経費の使用状況

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の実施  
状況について、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 検証結果

(1) 検証方法

(2) 検証期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 検証内容、データ（別紙により記載）

- (備考)
1. 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。
  2. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする。
  3. 説明上必要な資料を適宜添付すること。

(別紙)

実施状況報告 (総括表)

補助事業名	改修前エネルギー消費量			改修後エネルギー消費量	
	年	年	年	年	年
月					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
計					

改修前年間平均エネルギー消費量 (入力合計÷入力月数×12ヶ月)	GJ/年
-------------------------------------	------

改修後年間エネルギー消費量	GJ/年
---------------	------

環境対策に資する設備 (内容、処理能力等)

--

(別紙)

実施状況報告 (総括表)

補助事業名	改修前 CO2 排出量			改修後 CO2 排出量	
	年	年	年	年	年
月					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
計					

改修前年間平均 CO2 排出量 (入力合計 ÷ 入力月数 × 12 ヶ月)	t-CO2
--	-------

改修後年間 CO2 排出量	t-CO2
---------------	-------

環境対策に資する設備 (内容、処理能力等)

--

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業実施状況報告停止承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の実施  
状況に係る報告の停止承認を受けたいので、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交  
付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 実施状況報告停止期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
3. 実施状況報告停止の理由
4. 今後の見込み

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業が完了  
しましたので、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 事業の実施期間

年 月 日着手

年 月 日完了

4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
設備費 計測装置費 工事費						
合計						

(単位：円)

交付決定 及び 決算額 補助対象 経費の区分	決 算 額				備 考
	補助対象経費 の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金の額	
設備費 計測装置費 工事費					
合計					

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業承継承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業の地位  
を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、おきなわ型省エネ設備等普及事業  
補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助金の精算払を受けたいので、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算払請求金額 金 円
3. 振込先

金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義  
(注) 振込先にはフリガナを記入すること。

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

沖縄県知事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
返還報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業について、  
おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 15 条第 7 項の規定に基づき、下記  
のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額 円
3. 返還を命じられた金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金 円
  - (2) 加算金 円
  - (3) 延滞金 円
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
  - (1) 返還金 円
  - (2) 加算金 円
  - (3) 延滞金 円

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

〔 年度〕

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 16 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍・資料、(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業について、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法 (注 1)	処分の理由	備考 (注 2) (処分の時期等)

2. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

3. 処分の条件 (注 3)

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。  
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。  
3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれ相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(備考) 用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名

年度おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金  
収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助事業について、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金の確定額及びその通知日  
円 年 月 日 第 号
- 2 報告期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 収益状況 (別 紙)

-----

(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称、又は財産分配の概要	収益額	算出根拠